

東大阪市子ども・子育て会議（第21回）

会 議 次 第

平成28年5月30日(月)
午後2時00分から4時00分
総合庁舎1階 多目的ホール

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議事

(1) 会長の選任、副会長の選任について

(2) 子ども・子育て支援事業計画について【資料1】

(3) 平成28年度の入園・入所状況について【資料2】

(4) 地域子ども・子育て支援事業等について【資料3】

(5) 利用者負担について【資料4】

その他

・条例の改正について【資料5】

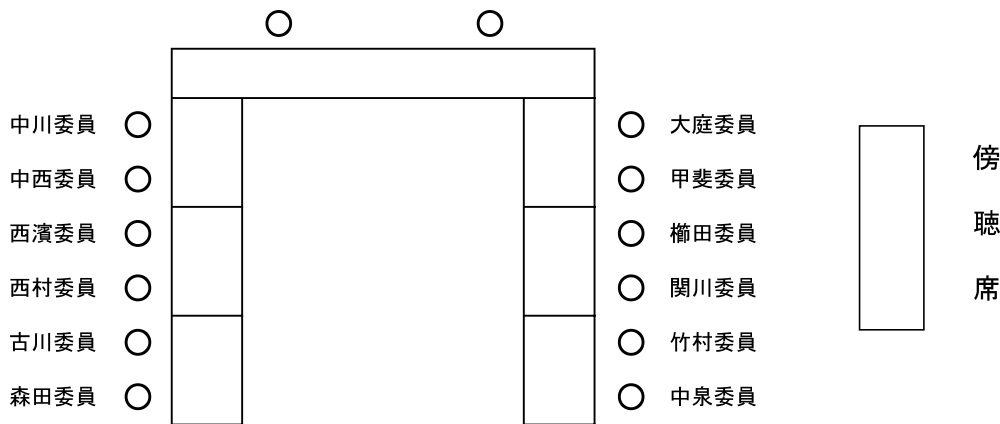
4. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
2	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	大庭 悦子
3	東大阪労働組合総連合委員	甲斐 龍子
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
6	東大阪市立小学校長会役員	園田 彦一
7	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
8	保育所保護者	中泉 あゆみ
9	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	小学校児童保護者	西濱 靖子
12	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	西村 祐治
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	原田 一平
14	御厨保育所所長	古川 玲子
15	東大阪市私立保育会会長	森田 信司
16	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

東大阪市子ども・子育て会議（第21回） 配席表

入
口



○	○	○	○	○	○	○	○
子どもすこやか部次長 川西	学校教育部次長 松田	学校教育部長 清水	教育委員会事務局理事 田村	副市長 立花	子どもすこやか部長 奥野	保育室長 関谷	子ども子育て室長 奥田

○	○	○	○	○	○	○	○
青少年スポーツ室次長 増田	青少年スポーツ室長 泉	学事課長 石橋	保育室次長 浅井	子育て支援課長 栗橋	子ども応援課長 村野	施設指導課長 大川	子ども家庭課長 菊地

配布資料一覧

- 【資料１－１】東大阪市子ども・子育て支援事業計画（概要版）
- 【資料１－２】子ども・子育て支援事業計画中間見直しスケジュールイメージ
- 【資料２－１】特定教育・保育施設（２号・３号）入所状況の推移
- 【資料２－２】平成２８年度施設整備事業者の公募について
- 【資料２－３】施設位置図
- 【資料３－１】地域子ども・子育て支援事業の概要について
- 【資料３－２】一時預かり事業利用実績
- 【資料３－３】留守家庭児童育成クラブ利用実績
- 【資料４－１】利用者負担について
- 【資料４－２】留守家庭児童育成クラブの保護者負担金について
- 【資料５－１】条例の改正について
- 【資料５－２】保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

資料 1-1
第 21 回子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て 支援事業計画

概要版



平成 27 年 3 月
東大阪市

計画の概要

1. 計画の基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

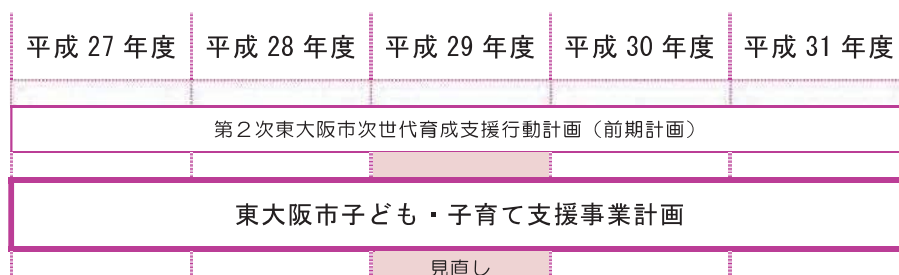
※基本理念は東大阪市次世代育成支援行動計画の理念を継承しています。

※本計画は子ども・子育て支援法による法定計画です。

※子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間です。平成29年度には、事業計画の中間見直しを実施します。



3. 計画の対象

東大阪시에在住する妊婦・12歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

4. 計画の基本的な考え方

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

- ① 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- ② 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③ 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。
- ④ 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

1

子どもの育ち

成長していく力

周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
→周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得

2

子育てとは

子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程
→保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。

☆これらについて、社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

すべての子どものために

- ① すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
- ② すべての子どもがすこやかに成長するために

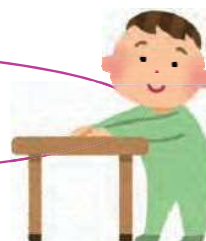
現状分析

東大阪市子ども・子育て会議

アンケート調査

在宅子育て家庭の座談会

施策展開に向けて



5. 現状の課題

子育て家庭の現状

- 核家族化に伴う地域における孤立化、障害、疾病、虐待、貧困などによって、子どもの成育や健康、教育の機会に格差が生まれています。
- 社会的な支援の必要性の高い子どもや子育て家庭が増加
⇒地域力低下、子育て不安を感じる人が5割近く
- 少子化の進行(合計特殊出生率 1.32[平成 25 年])
- リーマン・ショック以降の社会経済情勢と待機児童の増加
- 4・5 歳については 95.2%が保育所(園)もしくは幼稚園に入所(8,209 人中在宅児童 391 人)[平成 25 年度]
- 0 歳から 2 歳については在宅で育てている方が全体の 75.2%(11,502 人中 8,648 人)[平成 25 年度]

保育所(園)・幼稚園等の現状

【交流・育児相談】

- ・市内 5 箇所の子育て支援センター
- ・市内 16 箇所のつどいの広場

【保育所(園)】

- ・公立 12 園、うち公共社会福祉事業協会委託 1 園
- ・私立 54 園

【幼稚園】公立 19 園、私立 22 園

【認可外保育施設】26 施設

【子育てサークル等】87 箇所

- 0 歳から 2 歳では待機児童が出るなど受け入れ資源の不足があります。
- 4・5 歳については保育所(園)、幼稚園の利用希望を概ね充足しています。
- 幼稚園の定員割れが進んでいます。民間幼稚園の定員充足率 73.5%、公立幼稚園の定員充足率 46.8%

[平成 25 年 5 月]

課題

●待機児童の解消

●東大阪市でこれまでに培ってきた質の維持

●どこに通っていても質の高い教育・保育を保障する

●地域子育て支援事業の拡充の必要性(誰もが・いつでも・気軽に相談・利用できる環境整備)

●在宅向けサービスの不足(育児・子育て相談、一時預かり、子育て支援センターなど集まれる場の増設)

●既存の保育所(園)・幼稚園の仕組みだけではニーズに対応しづらい状況

⇒幼保一体化、幼保連携型認定こども園等の推進が望まれています。

●社会資源の再編整備



東大阪市の公立・民間でこれまで取り組んできた教育・保育の質を維持しながら、課題の解決を目指します。

6. 施策展開に向けて

戦略的に取り組むための3つの柱



① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

- ➡ 幼稚園と保育所の良いところを一緒にした幼保連携型認定こども園の整備などに取り組めます。

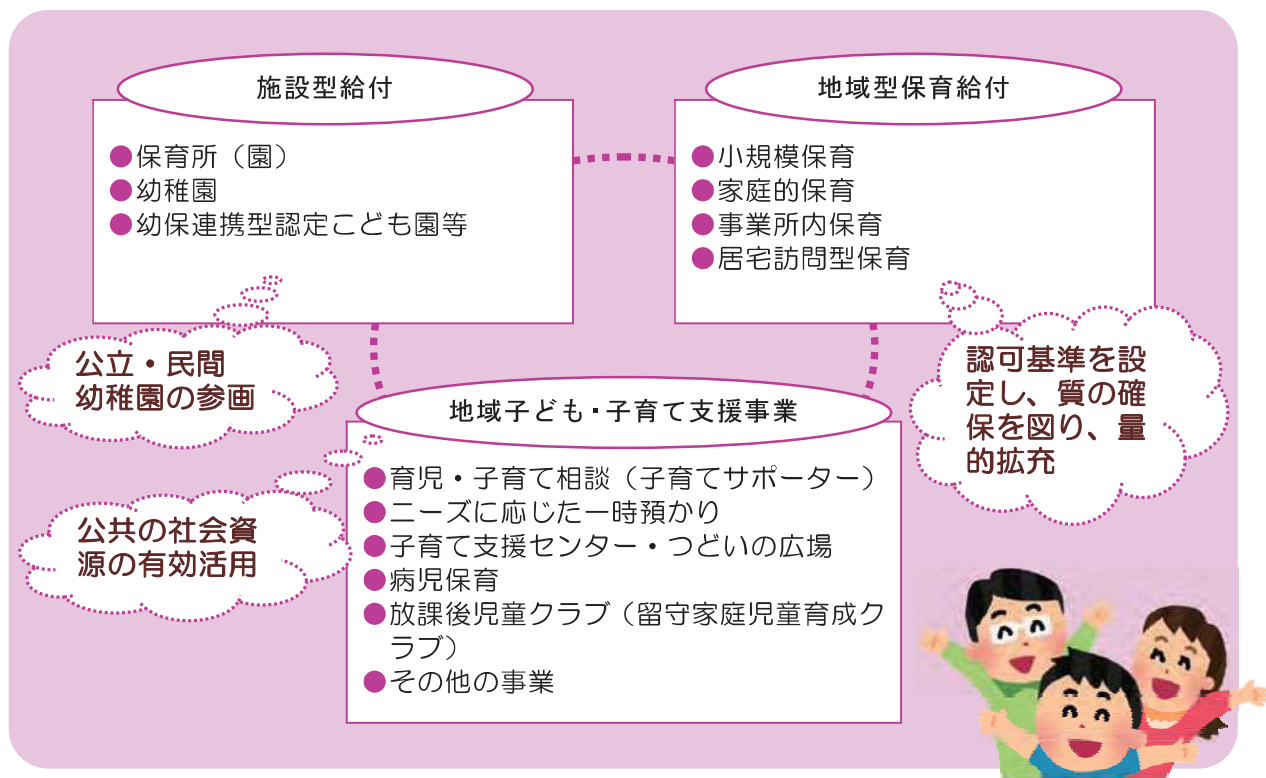
② 待機児童の解消

- ➡ 民間活力による供給量の拡大、小規模保育施設の整備などにより待機児童ゼロを目指します。

③ 在宅での子育て支援の拡充

- ➡ 買い物、通院、リフレッシュ等を目的とした、必要な時に使える一時預かりをスタートします。

7. 東大阪市の少子化対策3本の矢



8. 公立の施設について

公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

- 1 地域における子ども・子育て支援強化
- 2 民間施設との連携の工夫
- 3 公の持つ強みに応じた役割再編
- 4 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

公共の社会資源の有効活用を図るため、公立の教育・保育施設の再編整備にも取り組めます。

新たなセーフティネットとして公立の施設

子どもにやさしいまちづくり ～公立の施設は地域の子どもの子育て支援の拠点に～

老朽化や耐震性に対応し、周辺に位置する施設を集約した再編整備

リージョンごとに公立幼保連携型認定こども園や
子育て支援センターの整備など

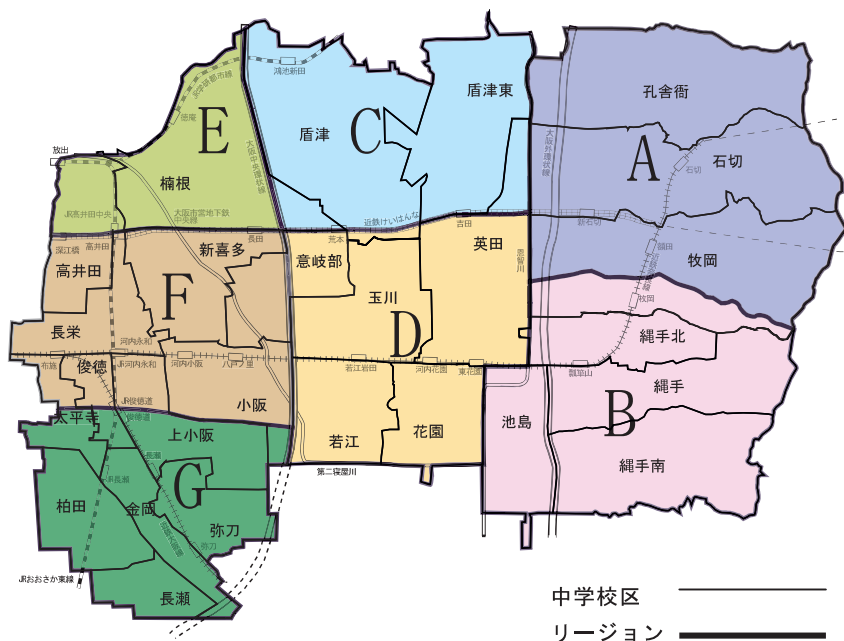


市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

計画の具体的な取り組み

1. 提供区域の設定

施設等の確保に向けた需給調整を検討するために、目安となる区域（圏域）を設定します。提供区域外の施設が利用できないわけではありません。



計画の具体的な取り組み

(1) 教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とします。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

施設・事業名	対応方針
① 延長保育（時間外保育）事業	市域全体
② 留守家庭児童育成事業	小学校区
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体
④ 地域子育て支援拠点事業	リージョン
⑤ 一時預かり事業	市域全体
⑥ 病児保育事業	
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑧ 乳幼児家庭全戸訪問事業	
⑨ 養育支援訪問事業	
⑩ 妊婦健診	
⑪ 利用者支援事業	

2. 支給認定区分について



1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望される場合

利用可能な施設

幼稚園・認定こども園



2号認定：満3歳以上保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し保育所等での保育を希望される場合

保育所（園）・認定こども園



3号認定：満3歳未満保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し保育所等での保育を希望される場合

保育所（園）・認定こども園・
小規模保育

※2号・3号については、さらに保育の必要量に応じて保育標準時間（11 時間利用）と保育短時間（8時間利用）に区分されます。

3. 就学前児童の学校教育・保育の必要見込み量と確保方策について

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

（単位：人）

		3～5歳の内			3号 （0歳）	3号 （1・2歳）
		1号	2号	2号 （幼稚園）*		
（ア）需要量（平成31年度）		5,817	4,222	797	688	2,446
（イ）現在の供給量		9,660	4,229	—	500	2,078
（ウ）必要見込み量（平成31年度）		—	—	▲797	▲188	▲368
（エ） 確保 方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907		60	260
	小規模保育施設	—	—		135	321
	合計	▲907	907		195	581
（オ）公立再編整備による増減		▲1,939	227		▲32	▲42
（カ）民間保育園等による確保方策		—	—		45	—
（キ）必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計		997	344		20	171

（ア）需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量

（イ）現在の供給量・・・平成25年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量

（ウ）必要見込み量・・・（イ）－（ア）により算出される量。▲は不足を表しています。

（エ）確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量

（オ）公立再編整備による増減・・・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量

（カ）民間保育園等による確保方策・・・民間保育園による定員の拡充

（キ）必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計・・・（ウ）＋（エ）＋（オ）＋（カ）により算出される量

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

4. 就学前児童の学校教育・保育の確保策について



(1) 確保施設数（リージョン別 3号認定の確保施設数）

表 リージョン別 3号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 26 年度～ 平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	小規模 保育	幼保連携型 認定こども園	小規模 保育	幼保連携型 認定こども園	小規模 保育	幼保連携型 認定こども園
A 地域	2	1	2	1	3	1
B 地域	3	—	4	1	5	1
C 地域	—	1	2	1	2	1
D 地域	2	1	2	1	3	1
E 地域	—	1	—	1	—	1
F 地域	8	—	10	4	11	4
G 地域	—	1	—	1	—	1
合計	15	5	20	10	24	10

※ 施設整備を行う年度に確保方策を計上しています。施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。

※ 平成 28 年度以降の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(2) 確保施設数（リージョン別 2号認定の確保施設数）

表 リージョン別 2号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 26 年度～ 平成 27 年度	平成 28 年度
	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園
A 地域	1	1
B 地域	1	2
C 地域	1	1
D 地域	1	2
E 地域	2	2
F 地域	2	6
G 地域	2	2
合計	10	16

※ 施設整備を行う年度に確保方策を計上しています。施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。

※ 平成 28 年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



5. 「認定こども園」とは

認定こども園

0～5歳



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の良いところを1つにして、それぞれの機能を持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所（園）からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育と一緒に受けます。
- 2 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

6. 「地域型保育」とは

地域型保育

0～2歳



施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。その際には、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していきます。

- 1 **家庭的保育**
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
- 2 **小規模保育**
少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- 3 **事業所内保育**
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 4 **居宅訪問型保育**
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

7. マンパワーの発掘 ～人材マッチング事業～

各種サービスを具現化するために

幼稚園、保育所（園）の資格保有者の発掘や人材の確保、公立・私立の保育士と幼稚園教諭との新たな交流の場の創出に向けて、「公私・幼保合同講演会・人材マッチング事業」等を実施するとともに、雇用主や事業主向けのセミナーの開催も検討します。

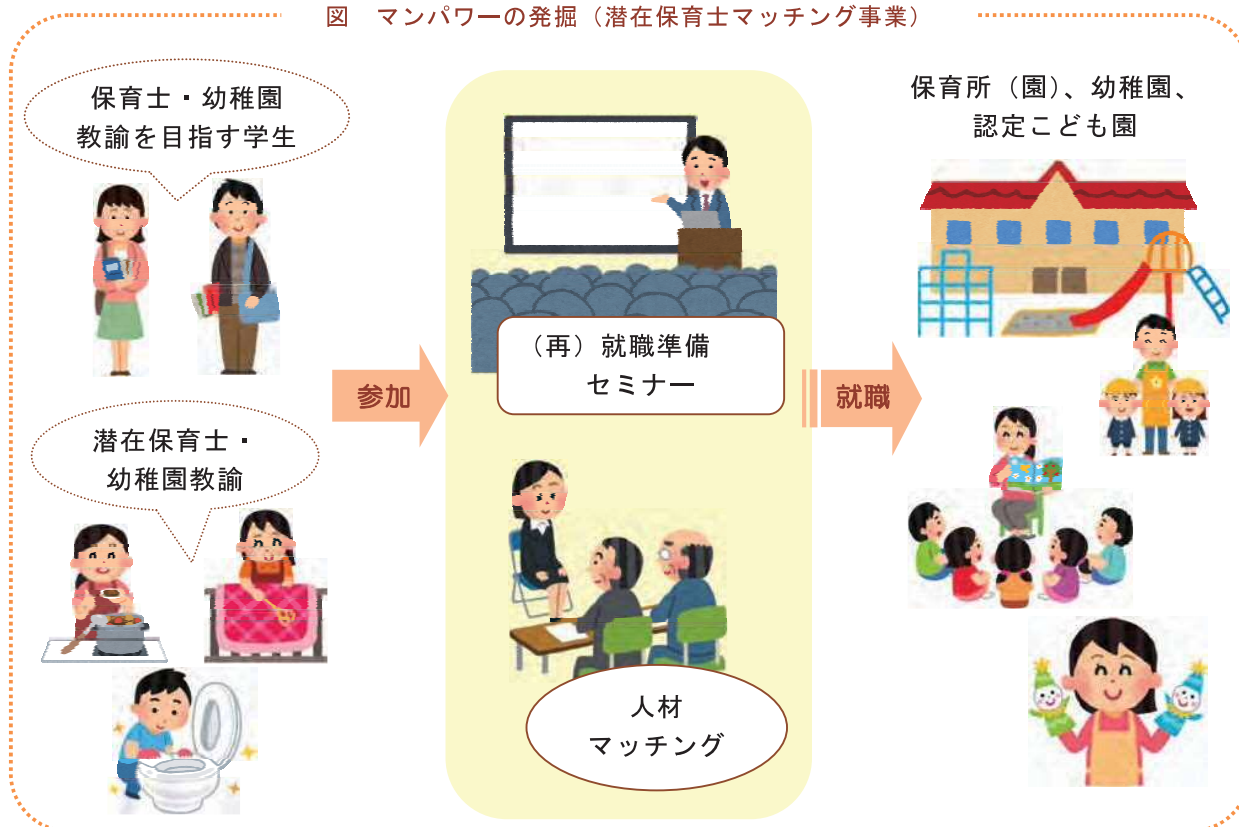
人材マッチング事業

潜在している保育士・幼稚園教諭や、保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、就労につながるような講演会・セミナー（例えば、「女性労働セミナー」「転職・再就職準備セミナー」「幼稚園教諭・保育士の仕事の魅力についての講演」など）と、私立・公立保育所（園）・幼稚園関係者との面談を一体的に行い、人材確保を促進するものです。私立・公立保育所（園）・幼稚園の関係者や現職が一同に会する中で参加者は各々の施設の特徴や待遇面、雰囲気や直接、把握することができます。

人材マッチング事業の周知

市の広報紙やケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブックなどの媒体を活用して情報を発信したり、事業チラシの新聞への折り込み及び市内公共施設への設置等によってPRしたりするなど、様々な機会や媒体を通じて広報活動を展開します。

図 マンパワーの発掘（潜在保育士マッチング事業）



8. 地域子ども・子育て支援事業の主な確保策

(1) 一時預かり事業

幼稚園型

《事業内容》幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

《実施場所》各幼稚園・認定こども園

就労型

《事業内容》主に就労しているが保育所（園）に入所できない場合や不特定の就労に対応します。実施主体や施設基準は従来の一時預かり事業と同様に既存の保育所（園）や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行います。

《実施場所》各保育所（園）・認定こども園

リフレッシュ型

《事業内容》主に在宅で子育てされている方を対象としてリフレッシュや通院などが目的の一時的な預かりに対応します。実施基準は従来の一時預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所（園）以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っていきます。

表 本市の一時預かり事業の概要

	幼稚園型	一般型	
		就労型	リフレッシュ型
対象	● 幼稚園・認定こども園の在園児 ● 親の就労形態として共働きや専業主婦（夫）を想定 	● 就学前児童 ● 親の就労形態としては共働きで不特定の就労を希望する場合を想定 	● 就学前児童 ● 買い物、通院、リフレッシュなどを目的 

新たにスタートします。

一般型の一時預かり事業について、既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等の利用について検討します。必要見込み量を確保できるように公共施設の空きスペース等の活用等に努めます。

表 一般型の一時預かり事業の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用（人日）	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）（人日）	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156
現在の供給量（上記以外のみ）（人日）		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
	人※	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	—	—	—	—	—

※ 2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

(2) 利用者支援事業

利用者支援事業

《事業内容》子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。各福祉事務所に専門の支援員（子育てサポーター）を配置し、相談支援を充実します。

表 必要見込み量と確保方策

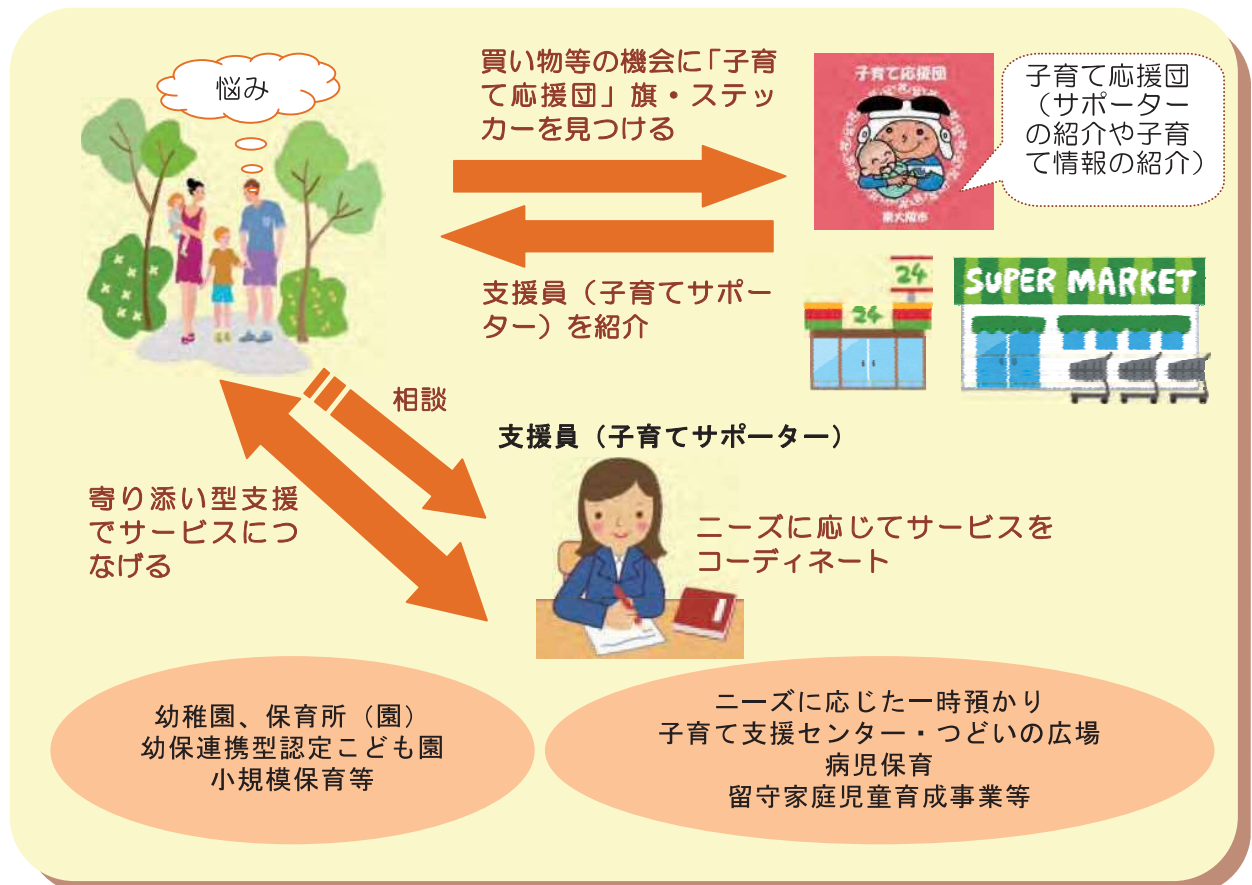
(単位：拠点数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	5	7	7	7
現在の供給量＊	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲2	▲4	▲4	▲4
確保方策	－	2	4	4	4

＊ 平成 26 年度

※ 平成 29 年度以降の確保拠点数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

図 利用者支援事業等の展開



(3) 留守家庭児童育成事業

留守家庭児童育成事業

- 《対象》小学生（施設整備の状況に応じて対象児童を6年生まで引き上げ）
- 《事業主体》地域運営委員会と民間事業者の2種類
- 《実施場所》各小学校敷地内
- 《運営》市補助金と保護者負担金を財源に運営。運営主体との協定において、すべてのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を行います。
- 《連携》学校運営との連携や保護者、地域との連携を図るため「地域連携会」を開催
- 《開設時間》授業のある日：放課後から午後6時30分
 長期休業日：午前8時30分から午後6時30分
 土曜日：午前8時30分から午後5時
 ※原則5時までとし、午後5時以降の時間延長を希望する場合は保護者等のお迎えが必要。
- 《指導員》必ず1名は有資格者である放課後児童支援員が配置されます。

留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消とともに入会を希望するすべての留守家庭児童を収容できる施設提供を行うため、各小学校の余裕教室の有効活用を推進しながら、平成27年度にかけて年次的に全クラブで6年生までの収容可能な施設整備を行い、国基準に準拠した専用面積を確保します。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量	低学年	2,754	2,671	2,585	2,505	2,416
	高学年	1,260	1,221	1,183	1,145	1,108
	合計	4,014	3,892	3,768	3,650	3,524
現在の供給量*		2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
必要見込み量		▲1,027	▲905	▲781	▲663	▲537
確保方策		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070

* 平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品



ラグビーのまち
東大阪

東大阪市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行 平成27年3月

東大阪市 子どもすこやか部 子ども・子育て新制度準備課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3201

FAX 06-4309-3817

絵画協力 市内の保育所、幼稚園に通う子ども達

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

子ども・子育て支援事業計画中間見直し スケジュールイメージ

資料1-2
第21回子ども・子育て会議

平成27年度

平成28年度

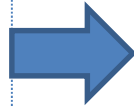
平成29年度

平成30年度

平成31年度

子ども・子育て支援新制度スタート

東大阪市子ども・子育て支援事業計画(当初策定)



・平成27年度実績レビュー



・見直し項目検討



・ニーズ調査



・見込み量、供給量の検討



・中間見直し案策定

中間見直し計画スタート

特定教育・保育施設(2号・3号)入所状況の推移

		就学前 児童数	総人口	人口に占 める就学 前児童	入 所 定員数	入 所 児童数	入所申込 児童数	内新規 入所数	未入所 児童数	待 機 児童数
	平成19年度	26,783	511,422	5.2%	6,176	6,754	2,297	1,463	834	197
	平成20年度	26,002	509,118	5.1%	6,206	6,759	2,257	1,502	755	156
	平成21年度	25,184	506,568	5%	6,206	6,720	2,290	1,417	873	246
	平成22年度	24,749	505,391	4.9%	6,297	6,806	2,335	1,469	866	220
	平成23年度	24,348	504,506	4.8%	6,507	7,092	2,426	1,736	690	192
	平成24年度	24,093	503,378	4.8%	6,517	7,148	2,433	1,614	819	214
	平成25年度	23,694	502,164	4.7%	6,797	7,379	2,540	1,820	720	230
	平成26年度	23,119	500,370	4.6%	6,807	7,447	2,474	1,711	763	284
	平成27年度	22,620	498,023	4.5%	7,477	7,773	2,669	2,084	585	206
	平成28年度	21,969	495,615	4.4%	7,931	8,104	2,591	2,229	362	127
地区別	A地区	2,615	57,967	4.5%	889	961	333	297	36	7
	B地区	2,854	66,541	4.3%	793	848	289	238	51	11
	C地区	3,372	63,664	5.3%	1,247	1,177	354	308	46	15
	D地区	4,282	96,084	4.5%	1,817	1,837	599	499	100	55
	E地区	1,764	34,460	5.1%	540	551	161	129	32	10
	F地区	3,998	96,894	4.1%	1,389	1,453	499	432	67	22
	G地区	3,084	80,005	3.9%	1,256	1,277	356	326	30	7

平成27、28年度 特定教育・保育施設(1号認定)入所状況

(単位:人)

	年度	施設数	1号認可定員	3歳児	4歳児	5歳児	合計園児数
公立幼稚園	28年度	19園	3,255		421	575	996
	27年度	19園	3,255		534	745	1,279
幼稚園型認定こども園	28年度	2園	225	51	49	59	159
	27年度	2園	225	71	104	72	247
幼保連携型認定こども園	28年度	22園	1,646	436	460	439	1,335
	27年度	11園	1,059	296	333	308	937
合計	28年度	43園	5,126	487	930	1,073	2,490
	27年度	32園	4,539	367	971	1,125	2,463

(参考)平成27、28年度 私立幼稚園入所状況

(単位:人)

	年度	施設数	認可定員	3歳児	4歳児	5歳児	合計園児数
私立幼稚園	28年度	14園	3,500	801	886	861	2,548
	27年度	17園	4,460	991	1,065	1,063	3,119

平成 28 年度施設整備事業者の公募について

(1) 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告

【幼保連携型認定こども園の公募】

① 選定日

平成 28 年 4 月 23 日（土） ※実施済

② 募集の趣旨

「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消を図るため、幼保連携型認定こども園を新設・運営する法人を募集

③ 応募資格

東大阪市内で学校教育法第 4 条第 1 項第 3 号の規定により認可された幼稚園を経営する学校法人

④ 開設時期

平成 29 年 4 月 1 に開園

⑤ 選定結果

選考部会において、下記の 3 法人を選定

記

(単位：人)

法人名	施設名	地区	場所	3 号定員 (※施設整備を行った 0 から 2 歳児の定員)
学校法人 大 阪聖マリア学 園	(仮称) 認定こども園枚岡カトリック幼稚園	B	六万寺町 3 丁目 6 番 14 号	22
学校法人 大 阪錦城学園	(仮称) 認定こども園八戸の里幼稚園	F	中小阪 3 丁目 16 番 9 号	31
学校法人 竹 村学園	(仮称) 認定こども園長栄幼稚園	F	長栄寺 4 番 20 号	31

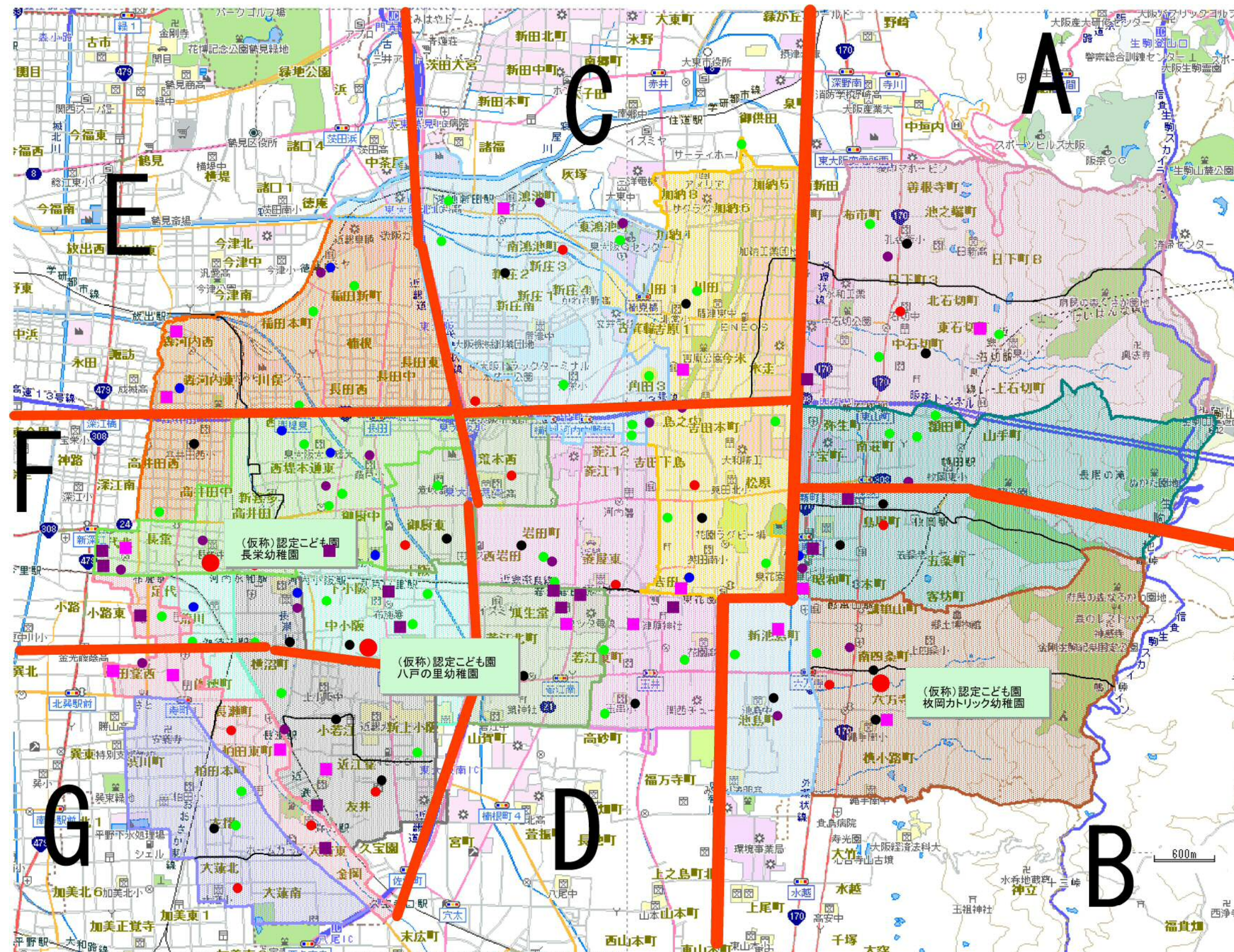
(2) 今後の公募のスケジュール

【小規模保育事業の公募】

東大阪市子ども・子育て支援事業計画においては、今年度の施設整備は5施設予定
募集の時期及び場所については、今後、公表予定

施設位置図

資料2-3
第21回子ども・子育て会議



- 認定こども園
- 保育所(公立)
- 保育所(私立)
- 幼稚園(公立)
- 幼稚園(私立)
- 小規模保育施設
- 認可外保育所

地域子ども・子育て支援事業の概要について

①利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

○一時預かり事業(一般型)利用実績(延べ利用児童数)

資料3-2
第21回子ども・子育て会議

27年度 ≪実施施設数≫
民間保育所(24園)・民間認定こども園(5園) 計29園

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就労型	4時間以内	236	256	433	379	262	373	361	389	391	445	455	446	4,426
	4時間超	565	603	873	946	868	1,231	1,387	1,504	1,513	1,360	1,581	1,597	14,028
	合計	801	859	1,306	1,325	1,130	1,604	1,748	1,893	1,904	1,805	2,036	2,043	18,454
リフレッシュ型	4時間以内	93	116	161	110	62	95	87	126	87	75	115	95	1,222
	4時間超	54	55	94	105	65	121	84	119	84	111	101	99	1,092
	合計	147	171	255	215	127	216	171	245	171	186	216	194	2,314
総合計		948	1,030	1,561	1,540	1,257	1,820	1,919	2,138	2,075	1,991	2,252	2,237	20,768

※就労型・・・主に不定期な就労、求職活動中、妊娠・出産、看護、介護等で利用

※リフレッシュ型・・・主に在宅子育て中の保護者のリフレッシュや通院など私的理由等で利用

【参考】26年度 ≪実施施設数≫
民間保育所29園

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4時間以内	215	254	257	308	223	321	358	339	317	326	391	369	3,678
4時間超	528	608	710	788	708	754	791	803	886	895	924	999	9,394
合計	743	862	967	1,096	931	1,075	1,149	1,142	1,203	1,221	1,315	1,368	13,072

○一時預かり事業(幼稚園型)利用実績(延べ利用児童数)

27年度 ≪実施施設数≫
民間認定こども園 6園(保育所からの移行園1園含む)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,261	4,364	5,167	4,042	2,037	4,516	5,024	4,635	3,951	3,372	4,708	4,096	48,173

○一時預かり事業（一般型）利用実績 （延べ利用児童数）

公立施設 5園

27年度

21年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就労型	4時間以内	3	5	43	47	52	47	98	88	135	80	85	77	760
	4時間超	23	23	64	157	162	174	225	239	230	285	342	389	2,313
	合計	26	28	107	204	214	221	323	327	365	365	427	466	3,073
リフレッシュ型	4時間以内	26	44	63	60	58	79	95	77	76	59	60	79	776
	4時間超	5	6	9	4	5	2	2	3	0	1	0	0	37
	合計	31	50	72	64	63	81	97	80	76	60	60	79	813
												総合計	3,886	

内訳

公立施設名		区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1	鴻池子育て 支援センター	就労型 4時間以内	1	4	23	20	17	21	26	12	23	14	9	6	176	
		就労型 4時間超	8	1	9	49	50	52	71	56	66	67	75	103	607	
		リフレッシュ型 4時間以内	3	14	7	4	2	10	3	3	2	2	1	4	55	
		リフレッシュ型 4時間超	0	1	4	2	4	2	0	3	0	1	0	0	17	
		合計	12	20	43	75	73	85	100	74	91	84	85	113	855	
2	荒本子育て 支援センター	就労型 4時間以内	1	0	9	10	18	3	18	5	5	7	12	15	103	
		就労型 4時間超	2	16	37	49	32	55	48	49	45	49	55	48	485	
		リフレッシュ型 4時間以内	13	24	32	27	32	35	41	36	33	37	34	33	377	
		リフレッシュ型 4時間超	5	5	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
		合計	21	45	83	87	82	93	107	90	83	93	101	96	981	
3	長瀬子育て 支援センター	就労型 4時間以内	1	1	3	7	8	11	8	8	14	0	0	3	64	
		就労型 4時間超	13	6	18	38	65	58	62	72	63	85	103	116	699	
		リフレッシュ型 4時間以内	10	6	7	15	8	8	11	3	6	4	4	8	90	
		リフレッシュ型 4時間超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	24	13	28	60	81	77	81	83	83	89	107	127	853	
4	岩田保育所	就労型 4時間以内				8	10	9	11	28	24	26	15	13	14	158
		就労型 4時間超				0	21	15	9	30	59	50	58	81	78	401
		リフレッシュ型 4時間以内				17	14	16	20	18	8	8	9	11	18	139
		リフレッシュ型 4時間超				0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	4
		合計	0	0	25	46	41	40	78	91	84	82	105	110	702	
5	石切幼稚園内 一時預かり室 「にこにこ」	就労型 4時間以内							1	18	39	67	44	51	39	259
		就労型 4時間超							0	14	3	6	26	28	44	121
		リフレッシュ型 4時間以内							6	22	27	27	7	10	16	115
		リフレッシュ型 4時間超							0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	7	54	69	100	77	89	99	495	
		就労型 4時間以内	3	5	43	47	52	47	98	88	135	80	85	77	760	
		就労型 4時間超	23	23	64	157	162	174	225	239	230	285	342	389	2,313	
		リフレッシュ型 4時間以内	26	44	63	60	58	79	95	77	76	59	60	79	776	
		リフレッシュ型 4時間超	5	6	9	4	5	2	2	3	0	1	0	0	37	
		合計	57	78	179	268	277	302	420	407	441	425	487	545	3,886	

公立施設3園

（参考）26年度

公立施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 鴻池子育て支援センター	4時間以内	35	17	12	21	15	13	7	5	7	6	10	5	153
	4時間超	24	22	32	45	38	47	61	46	59	47	47	47	515
	合計	59	39	44	66	53	60	68	51	66	53	57	52	668
2 荒本子育て支援センター	4時間以内	16	7	10	19	17	22	25	9	14	15	12	10	176
	4時間超	44	49	55	56	49	66	70	64	55	52	56	58	674
	合計	60	56	65	75	66	88	95	73	69	67	68	68	850
3 長瀬子育て支援センター	4時間以内	16	27	29	31	16	46	47	26	36	27	27	28	356
	4時間超	26	27	28	18	20	17	26	39	34	33	34	55	357
	合計	42	54	57	49	36	63	73	65	70	60	61	83	713
合計	4時間以内	67	51	51	71	48	81	79	40	57	48	49	43	685
	4時間超	94	98	115	119	107	130	157	149	148	132	137	160	1,546
	合計	161	149	166	190	155	211	236	189	205	180	186	203	2,231

○預かり保育利用実績

《実施施設数》
公立幼稚園19園

※数値は延べ利用園児数

H27

	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月
預かり保育	4歳児		325	574	455	916	997
	5歳児		1,737	1,913	999	1,967	2,051
	合計	0	2,062	2,487	1,454	2,883	3,048

	区分	11月	12月	1月	2月	3月	合計
預かり保育	4歳児	858	771	554	947	155	6,552
	5歳児	1,730	1,286	1,019	1,864	321	14,887
	合計	2,588	2,057	1,573	2,811	476	21,439

H26

	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月
預かり保育	2時間(4歳児)		517	767	298	1,211	677
	2時間(5歳児)		1,493	1,694	576	1,391	738
	合計	0	2,010	2,461	874	2,602	1,415

	区分	11月	12月	1月	2月	3月	合計
預かり保育	2時間(4歳児)	1,216	724	517	1,331	378	7,636
	2時間(5歳児)	1,153	659	421	1,168	412	9,705
	合計	2,369	1,383	938	2,499	790	17,341

公立幼稚園預かり保育利用者数

(全園児数)

H27 計 21,439人

(H27 計1,279人)

4歳児 534人

5歳児 745人

H26 計 17,341人

(H26 計1,448人)

4歳児 713人

5歳児 735人

H27 4,098人増

平成28年度 留守家庭児童育成クラブ 開設状況(平成28年4月1日)

資料3-3 第21回子ども・子育て会議

クラブ名	1年生 児童数	2年生 児童数	3年生 児童数	4年生 児童数	5年生 児童数	6年生 児童数	児童数計	定員
縄手	15	8	13		1		37	38
縄手北	6	9	7	2	1	1	26	60
枚岡東 *	21	16	11	4			52	66
枚岡西	29	27	18	12			86	94
石切	45	34	28	9	5		121	96
孔舎衛	28	19	17	12	1	1	78	93
縄手南	34	46	22	13	4	2	121	110
池島 *	30	15	12	4			61	76
上四条	9	12	5	1			27	38
縄手東	24	14	6	3	1		48	38
孔舎衛東	21	13	11	4			49	42
石切東 *	29	24	16	20	9	2	100	107
成和	59	53	37	3	1		153	158
北宮	31	27	31	5			94	118
弥栄	33	26	20	7	2		88	80
玉川	33	18	13	4	1		69	76
玉美	19	10	11	3			43	70
英田北 *	50	38	45	13	7		153	162
若江	28	30	19	5			82	76
花園	15	8	12	2	3		40	48
鴻池東	32	16	12	3	1		64	76
玉串 *	24	27	23	3			77	98
岩田西	30	25	27	12	3		97	114
英田南 *	25	19	26	5	1	3	79	86
加納	33	27	16	7	2		85	120
花園北	15	15	4				34	38
荒川	23	22	6	3	1		55	69
長堂	18	18	12	11	3	1	63	64
三ノ瀬	4	5	4				13	39
高井田東 *	32	25	32	3			92	91
森河内	30	30	18	9	5		92	91
太平寺	16	17	7	2			42	38
高井田西 *	5	13	5	2	2		27	49
楠根 *	33	26	26	8			93	106
意岐部 *	17	6	11	2		1	37	67
小阪 *	17	17	8	3			45	56
上小阪	31	24	14	9	2		80	76
弥刀 *	17	14	5	2			38	45
長瀬北 *	10	7	13	1		1	32	49
長瀬東 *	17	6	8	3	1		35	38
八戸の里 *	28	20	22	12	1		83	80
長瀬南 *	10	14	4	2	1		31	77
弥刀東	21	25	12				58	66
長瀬西	10	14	9	3	1		37	76
楠根東 *	32	29	8	1			70	90
柏田	18	14		1			33	65
西堤 *	33	24	17	5	5	1	85	114
八戸の里東 *	19	31	19	7	4	2	82	90
藤戸 *	22	14	5	5			46	56
大蓮 *	20	13	5	1	1		40	76
桜橋 *	24	40	21	10	1	2	98	113
計	1225	1044	753	261	71	17	3371	3959
(障害児内数)	34	43	35	13	10	11	146	

クラブ名の * は、運営委員会による運営

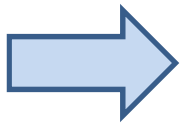
利用者負担について

平成28年5月30日

平成28年度利用者負担における年収360万円未満の 多子世帯・ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

1号認定

対象： 市民税所得割77,101円未満の世帯
拡充前
小学校3年生まで



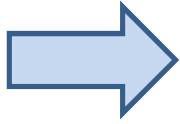
拡充後
年齢制限撤廃

第2子半額
第3子無償

2号・3号認定

対象： 二人親
ひとり親
拡充前
小学校就学前まで

市民税所得割額57,700円未満の世帯
市民税所得割額77,101円未満の世帯



拡充後
年齢制限撤廃

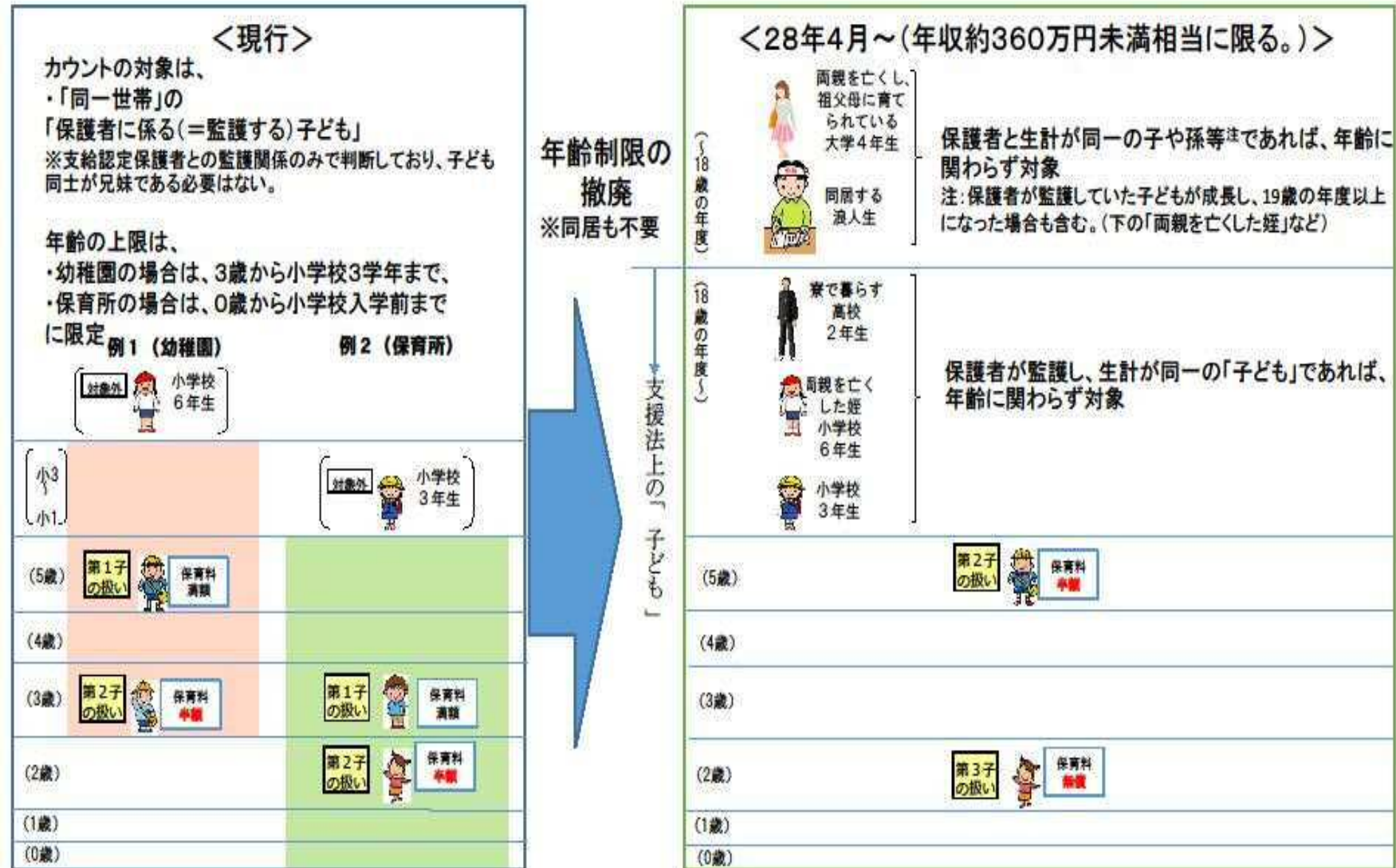
第2子半額
第3子無償

ひとり親世帯

対象： 市民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯

第1子半額
第2子無償

多子軽減に伴う多子計算の 年齢制限撤廃について(イメージ図)



年収360万円未満の多子世帯・ひとり親世帯等の 利用者負担額軽減のスケジュール

5月中旬

利用者負担額(保育料)別居監護申立書の配布
→世帯外の生計を一にする子どもの把握
(仕送りしている大学生など)

6月～7月

システムの改修・世帯データ等の入力

7月

利用者負担額軽減の対象となる多子世帯・ひとり親世帯等の
抽出及び利用者負担額の算定

8月

平成28年9月～平成29年3月分の利用者負担額通知
及び平成28年4月～8月分の利用者負担額変更通知送付

9月以降

平成28年4月～8月分の利用者負担額の充当・還付開始

平成29年度利用者負担の見直しについて

平成27年度利用者負担額

- 2号・3号認定の国の基準額が新制度前と同水準
- 認定こども園では1号認定・2号・3号認定児童がともに在籍することから利用者負担額についても同じ考え方で決定すべき



- ・1号認定、2号・3号認定ともに階層区分は、国基準とし、平成27, 28年度の2年間について、国基準額の72. 5%で設定
- ・平成29年度には、利用者負担の軽減率を検討する。

平成29年度利用者負担額の検討にあたって

- 1号利用者負担額を国基準の72. 5%で設定することでの市の財源
- 新制度開始に伴う近隣市区町村の利用者負担額の状況

平成28年度利用者負担額表

1号認定利用者負担額

階層区分	定 義	市基準額	
O10	被生活保護世帯及び中国残留邦人の自立支援給付需受給世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2B	市町村民税非課税世帯(O10・O2A階層を除く)	第1子	6,590
		第2子	3,290
		第3子	0
O3A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	10,940
		第2子	5,470
		第3子	0
O3B	市町村民税所得割課税額77,100円以下(O3A階層を除く)	第1子	11,670
		第2子	5,830
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	14,860
		第2子	7,430
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	18,630
		第2子	9,310
		第3子	0

2号・3号認定利用者負担額

階層区分	定 義	年齢 認定区分	市基準額					
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
O10	被生活保護世帯等	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2B	市町村民税非課税世帯(O10・O2A階層を除く)	第1子	6,520	6,520	4,350	4,350	4,350	4,350
		第2子	3,260	3,260	2,170	2,170	2,170	2,170
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3A	市町村民税所得割課税額48,600円未満であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	13,410	13,260	11,230	11,090	11,230	11,090
		第2子	6,700	6,630	5,610	5,540	5,610	5,540
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3B	市町村民税所得割課税額48,600円未満(O3A階層を除く)	第1子	14,130	13,990	11,960	11,810	11,960	11,810
		第2子	7,060	6,990	5,980	5,900	5,980	5,900
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01	市町村民税所得割課税額97,000円未満	第1子	21,750	21,460	19,570	19,280	19,570	19,280
		第2子	10,870	10,730	9,780	9,640	9,780	9,640
		第3子	0	0	0	0	0	0
D02	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第1子	32,260	31,820	30,080	29,630	27,730	24,620
		第2子	16,130	15,910	15,040	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0
D03	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第1子	44,220	43,570	32,740	29,630	27,730	24,620
		第2子	22,110	21,780	16,370	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0
D04	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第1子	58,000	57,130	32,740	29,630	27,730	24,620
		第2子	29,000	28,560	16,370	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0
D05	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	70,180	67,070	32,740	29,630	27,730	24,620
		第2子	35,090	33,530	16,370	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0

大阪府下各市の拡充施策状況

	1号認定基準額			2号・3号認定基準額		
	軽減率 (平均)	基準額備考	多子・ひとり親世帯への 軽減拡充措置	軽減率 (平均)	備考	多子・ひとり親世帯への 軽減拡充措置
泉大津市	70.0%		無	70.0%		無
河内長野市	70.0%		無	70.0%		無
泉佐野市	87.0%	国基準額に対し、市民税所得割額課税世帯は一律4,000円減、市民税所得割額非課税世帯は一律2,000円減で設定。 ・公立幼稚園については、経過措置として市民税所得割額課税世帯は一律10,000円で設定(平成27・28年度のみ)。	無	70.0%		無
阪南市	72.5%	公立の1号認定については平成28年度までは経過措置として、3歳児は12,000円、4～5歳児は10,000を上限額としている。	無	72.5%		無
大阪市	82.9%	5歳児無料化	無	69.1%	5歳児は平成27年度の50%以下で設定	無
柏原市	70.0%		無	70.0%		無
四條畷市	75.0%		無	75.0%		無
豊中市	75.0%		多子軽減の拡充 ひとり親世帯 所得制限なし 年齢制限なし 対象:全在園児童 2子目半額 3子目以降無償 2人親 所得制限なし 年齢制限なし 3子目以降半額	75.0%		多子軽減の拡充 ひとり親世帯 所得制限なし 年齢制限なし 対象:全在園児童 2子目半額 3子目以降無償 2人親 所得制限なし 年齢制限なし 3子目以降半額
松原市	100.0%		無	75.0%		無
富田林市	60.0%		無	60.0%		無
羽曳野市	55.0%		無	70.0%		無
箕面市	93.0%	公立幼稚園については、国基準額で10,000円以上の階層は10,000円としている。他の階層は国基準額どおり。	検討中	73.5%		検討中

1号認定基準額				2号・3号認定基準額			
	軽減率 (平均)	基準額備考	多子・ひとり親世帯への 軽減拡充措置	軽減率 (平均)	基準額備考	多子・ひとり親世帯への 軽減拡充措置	
門真市	62.0%	・市内私立幼稚園の利用料金の平均に就園奨励費補助を適用した額に対して、2号・3号認定の保育料を超えないよう調整。 ・27年度までの市立幼稚園入園児童について経過措置として旧保育料と新保育料とを比較して安い方の保育料を適用	無	65.0%	概ね新制度移行前の保育料と同額となるよう設定し、保護者の負担を極力発生させないよう配慮している。	無	
藤井寺市	87.0%	・国基準の5階層を8階層に細分化し、3歳については、最高額の25,700円に設定。4.5歳については、公立幼稚園・保育所保育料との兼合いもあるため、最高額を22,000円に設定している。 ・公立幼稚園については、経過措置として上限8,000円（平成29・30年度についても設定予定）	無	70.0%		無	
和泉市	84.0%	平成26年度の市立幼稚園在園児に限り、別表「1号認定子ども保育料」による保育料が10,000円を超える場合は、10,000円としている。	無	78.0%		多子軽減拡充 ひとり親世帯・2人親世帯 所得制限なし 年齢制限：18歳未満 対象：全在園児童 4子目以降無償	
枚方市	82.0%	国とは別の階層区分	無	65.0%	国とは別の階層区分	無	
茨木市	75.0%		無	75.0%		無	
八尾市	70.0%		無	62.0%	直近の保育料改正が、平成11年に実施したもので、当時の国の徴収基準額の5割から8割の額で設定 ※但し、保育単価が限度となるものについては、保育単価を超えないよう、保育単価の約8割程度に調整。	無	
寝屋川市	100.0%	国とは別の階層区分	無	66.0%	国とは別の階層区分	無	
岸和田市	75.0%		無	72.5%		無	
摂津市	60.0%		無	55.0%		無	
池田市	74.8%		無	72.5%		無	
堺市	91.5%		無	67.5%		多子軽減 ひとり親世帯・2人親世帯 所得制限なし 年齢制限なし 対象：3歳未満児 3子目以降無償	
高槻市	70.0%		無	70.0%		無	

留守家庭児童育成クラブの保護者負担金について

○留守家庭児童育成クラブ保護者負担金

子ども子育て支援新制度のもと、利用にかかる保護者負担金については留守家庭児童育成クラブの運営費を国等の補助金と保護者負担金の割合を 1 : 1 と定め、本市の標準的教室の定員数により国等の補助金が、月額 7,500 円となることから保護者負担金を月額 7,500 円としました。ただ、平成 26 年度保護者負担金からは激変となるため、段階的に引き上げることとしました。

平日利用の保護者負担金において、平成 27 年度は 5,500 円、平成 28 年度は 6,000 円、平成 29 年度は 6,500 円と 3 カ年での増額とし、これに土曜日利用の保護者負担金を別途 1,000 円加算することで、月額 7,500 円となるようにしました。

今年度平成 28 年度は、平日利用月額 6,000 円で、加えて土曜日利用される場合は、月額 1,000 円の保護者負担金が加算され合計で月額 7,000 円となります。

○留守家庭児童育成クラブ保護者負担金の減免制度の拡充

留守家庭児童育成クラブの利用にかかる保護者負担金について、これまで生活保護受給世帯は全額免除としていたところ、平成 28 年度より加えて、兄弟姉妹で同一のクラブを利用している多子世帯において、新たに減免制度（多子世帯減免）を設け、利用料の負担軽減を図るものです。

概要

保護者負担金（平成 28 年度）

平日利用

1 人目利用	6,000 円
2 人目利用	3,000 円（半額免除）
3 人目以上利用	0 円（全額免除）

土曜日利用

1 人目利用	1,000 円
2 人目利用	500 円（半額免除）
3 人目以上利用	0 円（全額免除）

条例の改正について

○東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

【概要】

厚生労働省における保育士等確保対策検討会において、保育士等確保のために当面の間、

- ①乳児又は幼児が少数である時間帯等の保育士配置の要件弾力化
- ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
- ③加配人員における保育士資格要件の弾力化

といった 3 点の特例を設ける省令改正及び建築基準法の改正が行われる事による所要の改正を行うもの。

（条例の主な内容）

- ・乳児又は幼児の年齢別の保育士配置基準による必要保育士数が乳児又は幼児が少数である時間帯等に 2 人以下と算出されるとき、必要保育士数は 2 名となるが、この場合に限り、必要保育士 2 名のうち 1 名は、保育士資格を有しない一定の者を保育士とみなし、配置する事ができる旨の規定の整備
- ・幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなし、保育士配置基準による必要保育士として算定する事ができる旨の規定の整備
- ・開所時間と保育士の勤務時間との兼ね合いで、認可の際の保育士配置基準による必要保育士数に加えて保育士を確保する必要がある場合、配置基準数を超えて配置する保育士については、保育士資格を有しない一定の者を保育士とみなす事ができる旨の規定の整備

○東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(条例の主な内容)

・園児が少数である時間帯において、配置基準上、必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育保育職員」という。）の数が1人と算出される場合でも、ただし書の規定により、教育保育職員は常に2人を下ってはならないが、当該改正により、1人以上とすることができる。

ただし、配置される教育保育職員の数が1人となる場合は、当該教育保育職員に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

・教育保育職員は、必要となる数の3分の1を超えない範囲で、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。但し、当該職員は単独で教育課程に基づく教育に従事してはならない。

・開所時間と教育保育職員の勤務時間との兼ね合いで、認可の際の教育保育職員配置基準による必要教育保育職員数に加えて教育保育職員を確保する必要がある場合、配置基準数を超えて配置する教育保育職員については、必要となる数の3分の1を超えない範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

① 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	

【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

③ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

平成 27 年 12 月 4 日

保育士等確保対策検討会

I.はじめに

- 保育の担い手確保については、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、本年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、平成29年度末までに追加で必要となる6.9万人の保育士を確保することとしている。
- これまでも、
 - ①保育士資格の新規取得者の確保
(地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施、保育士修学資金貸付等)
 - ②保育士の就業継続支援
(処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)、キャリアアップのための研修体制の構築、保育所の勤務環境改善、保育士宿舍借り上げ支援等)
 - ③離職者(潜在保育士)の再就職支援
(ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援等)
など様々な手を打ってきており、今後も引き続き取り組んでいく予定である。
- しかしながら、待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都で5.39倍(27年10月時点)となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。
- 平成27年11月26日に一億総活躍国民会議でとりまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」においても、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育所等の整備拡大量を40万人から50万人に拡大することに併せ、保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても盛り込まれており、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要な状況となっている。
- このため、保育における労働力需給に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡大するとともに、保育士の勤務環境の改善(就業継続支援)

につなげる必要がある。

- 具体的には、保育士要件に係る以下の3つの項目、すなわち、

- ①朝夕の保育士配置の要件弾力化

- ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

について、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることとする。

- なお、原則として、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術をもつ保育士が行うものであることから、この措置は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする。

Ⅱ.緊急的な対応方針

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

【対応方針】

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者を配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。
- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とする。

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。
- 以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においても、保育士を常時1名以上配置することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が難しく、一日のうち保育士2名体制を遵守した勤務シフト作成等の人事管理が困難な状況の中、児童が少数である時間帯について緊急的に保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。

（参考）現行の取扱い

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、保育所の保育士の数について、「保育所一につき二人を下ることはできない」とされている。
- この保育士最低2人配置要件について、平成27年度においては、地方自治体からの要望を踏まえ、朝夕の時間帯において緊急的に要件の弾力化を行っているところ。
- 今年度も地方分権の提案募集の中で要請が来ており、日本再興戦略（平成27年6月30日閣議決定）でも検討することとされている。

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

【対応方針】

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。
- 各教諭の活用にあたっては、
 - ・ 幼稚園教諭については主に3～5歳児、
 - ・ 小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
 - ・ 養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。

【質確保のための措置】

- 特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」（6単位）を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。
- また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、保育士と近接する職種である幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなし、限定的に認めることにより、
 - ・幼稚園教諭は3～5歳の教育、小学校教諭は幼保小接続の観点から、多様な者が加わることにより、保育所にとって効果的なものとなるとともに、
 - ・事業者の採用及び人員配置の選択肢を増やすことにつながる。

（参考）現行の取扱い

- 保育所において、現在は、保育士資格を持つ者が児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる」としている。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

【対応方針】

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。
- 公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。
 - ※想定される対象範囲
 - 研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。その際、これらの者には保育士資格取得を促していくこととする。
- これらの者は、最低基準で配置されている保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、認可基準としての最低基準を満たしつつ、かつ、一定の要件の下、保育士資格を有しない一定の者の活用を可能とすることにより、保育士の勤務シフト等の人事管理を柔軟に行うことが可能になる（その際、日中のコアタイムの保育の質確保に最大限配慮することが必要）。

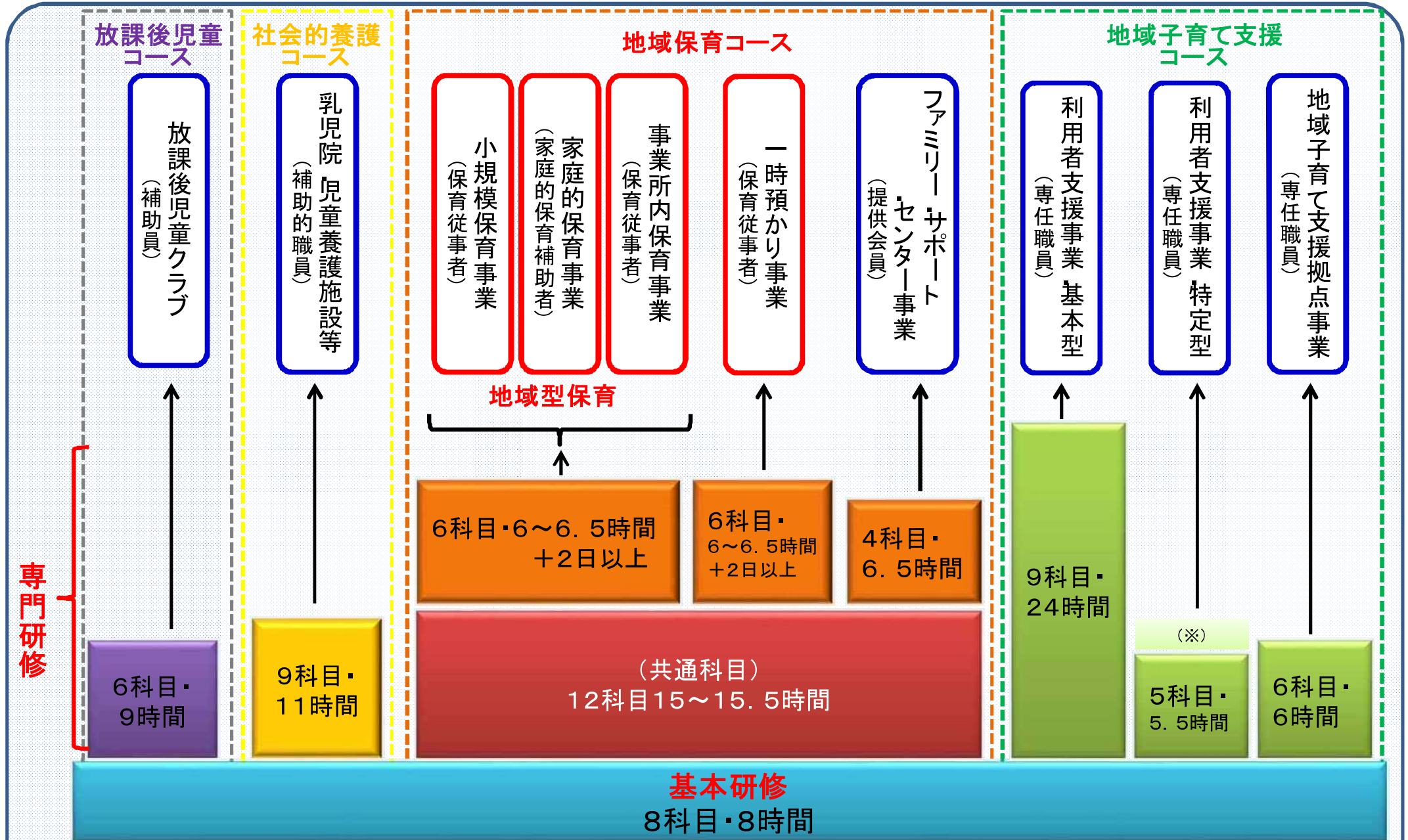
（参考）現行の取扱い

- 保育所において、11 時間開所 8 時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば 15 名）を上回って必要となる保育士数（例えば 15 名に追加する 3 名）の確保を求めている、これを満たさない場合は、指導監査の対象となる。
- この一定の保育士については、公定価格上基本分や加算要件として認めている研修代替要員や休憩保育士等の加配人員が該当している。

Ⅲ.要件弾力化に当たっての全般的な留意事項

- 各要件弾力化案の実施にあたっては各自治体による条例改正等により行われるものであるが、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても、それぞれの特性を踏まえつつ対応を行うこととする。
- 特にⅡ 2. Ⅱ 3. の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。
- 保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けている事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。
また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。
- 今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するにあたっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。
これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。
- また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き、保育士の処遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。

子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。